

十六輪中と関係村々との治水争い

北山 佛索

1 まえがき

十六輪中の成立過程は、即十六町の歴史である。明治初年に十六輪中が成立したのも水とかかわりを断つことができなかった。図1の(a), (b)を比べるとそれは判然とする。この地の居住者にとって、水とのたたかいは宿命でもあり義務でもあった。

水害常習地であるがため文化不毛の地であると思われがちではあるが、この苦しさの中にあって、村人たちは豊作の年には伝統の「松坂おどり」を踊り、からくり人形芝居を演じ、また朝鮮行列や、大名行列が行なわれたことが記録に残されている。踏まれても、踏まれても倦むことのない農民魂をそこに見ることができる。

逆水被害300有余年、水とたたかってきた多くの農民たちの記録は残されてはいないが、その精神は、これからも十六町民の心の中に生きつづけることであろう。

2 嘉永2年十六村重田畠築造事件

(1) 杭瀬川、牧田川下流域の開発と逆水被害

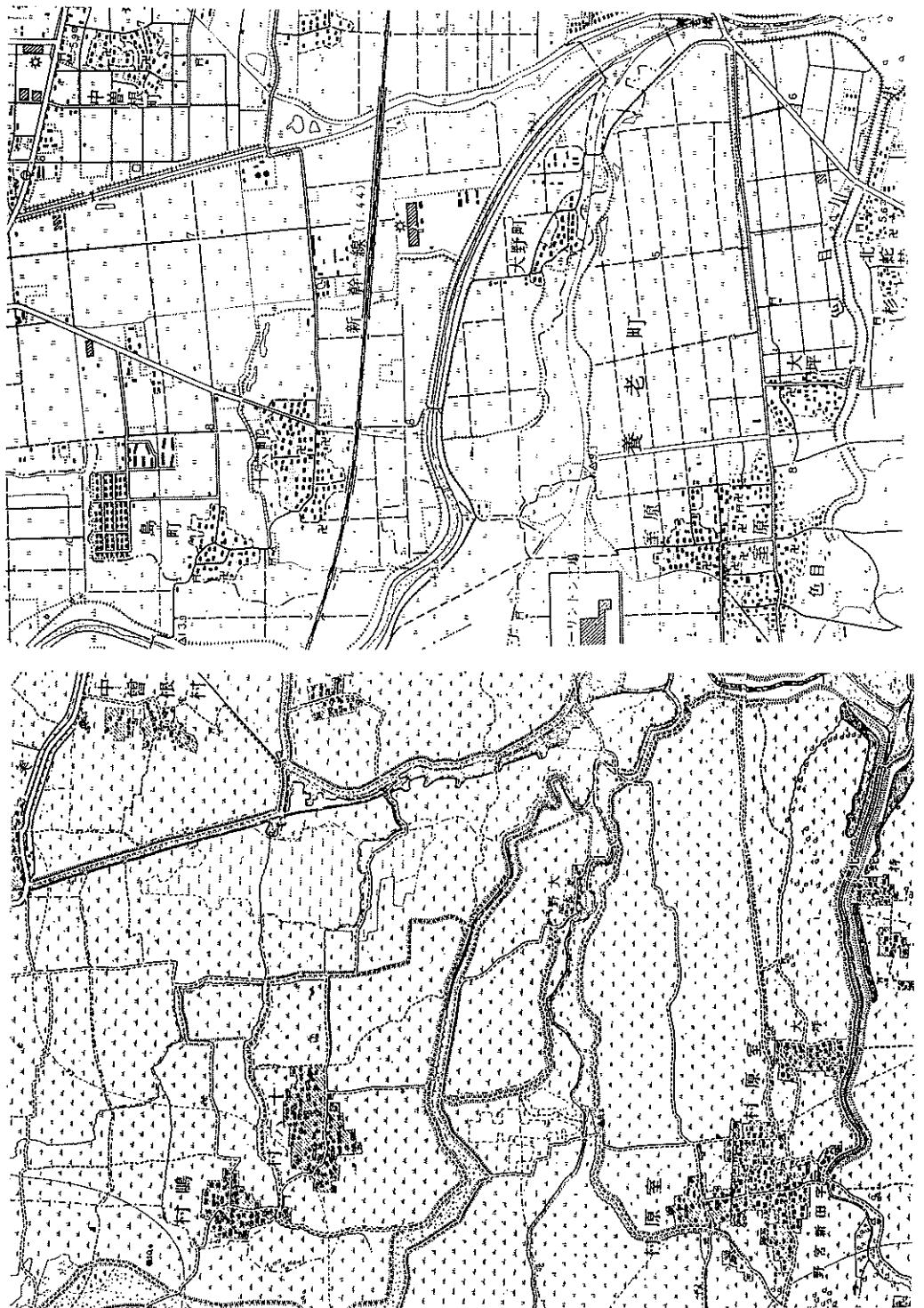
江戸初期、大垣輪中の南部では多くの新田が開発された。すなわち1632(寛永9)年内阿原新田、1635(寛永12)年今村本新田、1639(寛永16)年米野新田、外野新田、1641(寛永18)年外渕新田、1644(正保元)年川口新田、1645(正保2)年浅草三郷などがそうであり、これら開発された土地は標高5メートル前後の湿地帯であるため自衛のため堤を築き洪水の難をのがれる手段を構じた、これが今村輪中、中之江輪中と呼ばれる小輪中であり、大垣藩は、これらの小輪中を

包括するように大垣輪中堤を築き大垣城下を水害から守った。他方、牧田川、揖斐川下流域においても新田開発が進み、数多くの輪中が形成されていった。このことは從来、洪水時の遊水地の役割を果たしていた所がなくなっていくことであり、必然的に洪水による被害が増加した。このため各輪中では河川堤防や輪中堤の増強とか嵩上げを行った。以前は上流域に位置する大谷川流域は洪水の被害を受けることは少なかったものが、揖斐川、牧田川などの下流域が開発されるにしたがい、かつ大垣輪中が強化されるにしたがって、洪水被害、とくに下流からの逆水被害が目立つようになった、また揖斐川、牧田川などでは上流からの土砂の堆積によって流水が阻まれ、洪水時にいっそう被害を増加させた。とくに牧田川と杭瀬川の合流する鳥江、高瀬間は川幅が狭く、それに加え上流から押し流された土砂が堆積し洪水時に流れを阻まれた流水が上流の杭瀬川、相川に逆流するようになり、無堤の大谷川流域は必然的に遊水地とされた。それに加え大垣藩の治水政策から大谷川流域に堤防を築くことが許されず、年々、洪水時に下流からの逆水被害に泣くこととなつた。この間の事情を「十六村一件訴答書¹⁾」の中で大谷川流域の水開い²⁾について尋ねられ、つぎのように答えている。

「此段當国大谷川通之儀者別紙延宝五己年御絵図面写之通、荒川村地内ニ而、二タ川ニ分、一ト川者中曾根村地内江相流、一ト川者荒川村ト嶋村、十六村右三ヶ村田端江相流、尤右川通者

1) 嘉永2年3月に十六村が重田畠を築き、障り村々との間に起きた事件が、幕府沙汰になり、その訴訟記録（大垣市久瀬川町、若山光円氏蔵）

2) みずがこい集落の周囲に土手を築き洪水を防いだ、いわゆる輪中のこと。



十六輪中と関係村々との治水争い（北山）

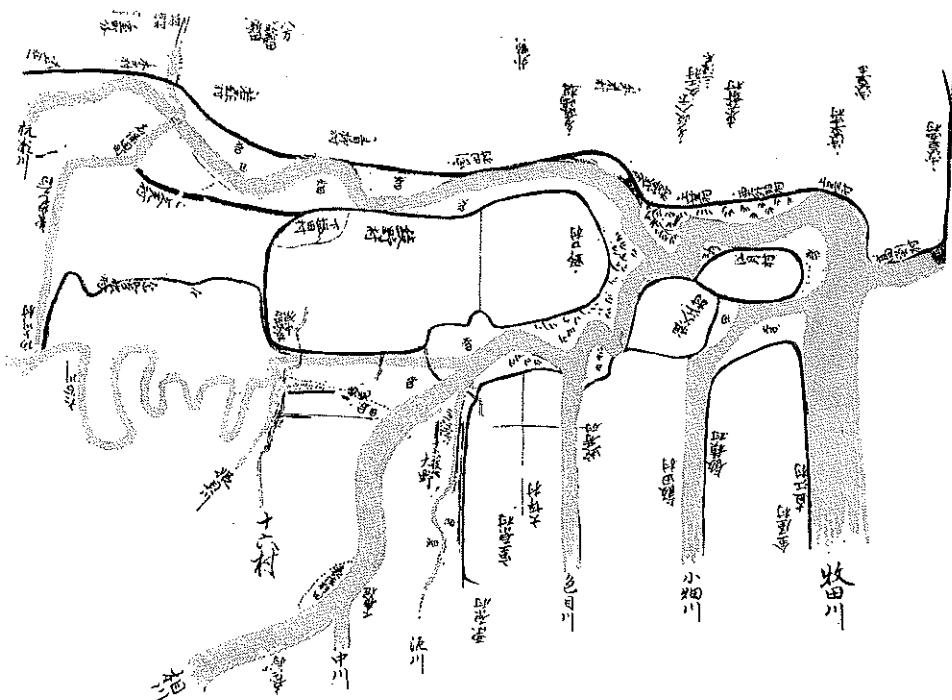


図2 十六村一件訴答村々絵図 (大垣市久瀬川町, 若山光円氏所蔵)

百曲リト唱, 多分の曲川ニ御座候, 右二タ川共前々ヨリ水囲之御絵図面御裏書之通, 道下諸村押水之筋, 畔付上ゲ候儀も不相成場所之儀者, 右川下ニ而相川ト落合候場所迄之儀ニ御座候, 右者宝暦三酉年五月, 濃勢洲川方御掛り多良御役所江, 十六村外五ヶ村連印を以願上候書面之内ニ延宝五己年之御絵図面證拠ニ申立候御所申上候通, 御裏書ニ道下諸村押水之筋ニ而有之候, 大谷川通相川江落合候場所迄之儀ニ御座候, 尚又書面之内ニ新規之水囲被仰付候而者亡所仕候段書加江十六村調印致し願上, 其外同御役所江十六村外五ヶ村連印を以願上候書面之内ニ荒川村, 十六村, 鳴村水囲不相成場所ニ御座候ト申立有之候……」

大谷川は百曲川と呼ばれ, 図2にみるように大変な曲り川であり, この川には前々から水囲いはなく, このことは1753(宝暦3)年5月に多良役所に届けられた絵図面の裏書きに記されており, 美濃路の下方の大谷川流域の諸村は, 下流からの押水(逆流水)を受ける地域であり, 略程度のものも築くことはできない所であり,

1677(延宝5)年の絵図面にも, 新しく水囲いを許可されないよう書かれている。

このように, この地域が, 1677年以前から逆水被害を受けるようになり, たびたび水囲い築造とか, 水除土手³⁾の築立を願いでたが, 下流域の村々の反対にあい造ることを許されなかつた。下流域の反対は大垣藩の反対でもあった。大垣城下町を水害から守るためには, 大谷川流域を遊水地としておく必要があったからで, その後たび重なる水害にたまりかねた大谷川流域の9カ村は無願工事や, 小土手の修築を行つたが, そのつど, 障り村々に反対されて, これら小さな工事もすることができず, 大谷川流域9カ村はしだいに疲弊していった。とくに十六村, 中曾根村は洪水による被害は甚大で百姓相続が困難な農家ができるに至つた。

(2) 大谷川逆水留工事願

下流域の開発により年々, 逆流水による被害

3) 洪水を防ぐ土手のこと, 水除(みずよけ)とも, また除(よげ)ともいう。

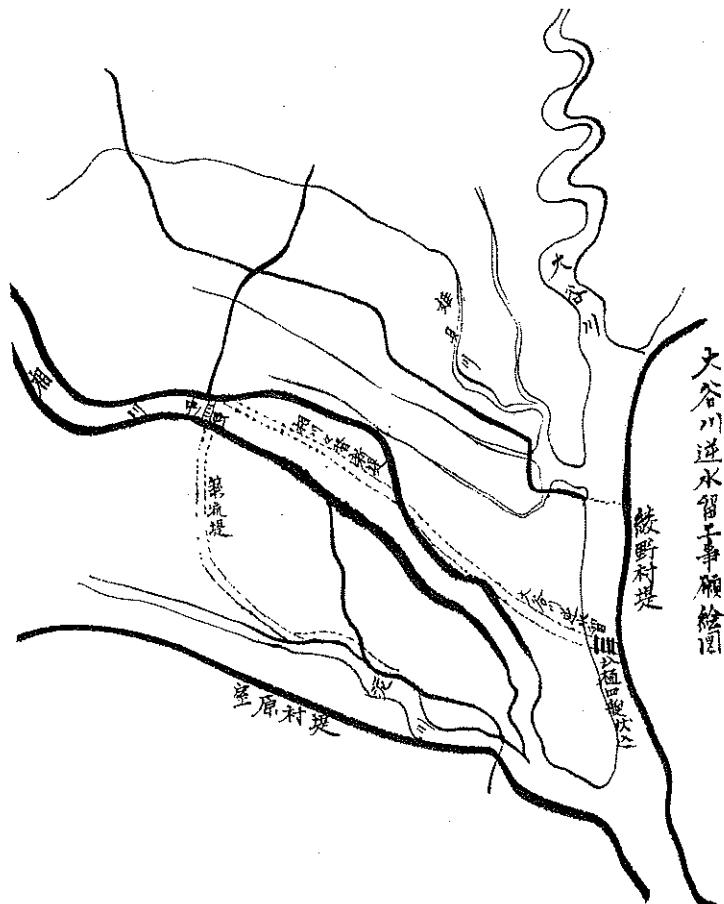


図3 大谷川逆水留工事願絵図（想像図）

を受けることとなった大谷川流域9カ村は、1771(明和8)年相川に新しく水除圍堤、大谷川に逆水留の工事を江戸表に願い出た。願書に次のような一節がある。

「大谷川并相川通懸廻し堤無之、年々水損仕候ニ付、相川通十六村地内字中之町用水堀樋向より、同村字孫六烟迄、長六百七十間之間川替仕、右相川通南側堤之儀は中之町より十六村出郷大野分字十かりやめ迄、長四百間築流堤、高平均四尺ニ相仕立、北側堤之儀は中之町より綾野村堤え築附、大谷川通を〆切悪水仕、堀樋⁴⁾四艘伏込逆水留仕度」

この工事計画は図3のような画期的なものであった。工事の概要は十六村地内の相川の川替

え(河川改修)と十六村の出郷、大野地内に築流堤の新設、十六村地内相川左岸堤を綾野村堤まで延長して、大谷川を締め切り、大谷川通りに堀樋4艘を埋込み逆水留めとする計画であった。これに対し、下流域の村々からは、相川、大谷川、木虎川が順次落ち合って高測前に牧田川と合流するが、高測と鳥江の間は川幅が狭いため、大雨で牧田川が出来ると、この川幅の狭い所で行手を阻まれた洪水は相川、大谷川に逆流して工事を願い出た9カ村迄も一面に水が広がるので下流の今村、多芸、祖父江、江月等の各輪中堤が破堤せずに持ち堪えることができたが、このたび大谷川を締め切ると遊水地がなくなり、下流域では堤が持ち堪えず欠壊し大きな被害を受けるという理由から築堤締め切り工事に反対した。そこで幕府は倉橋

4) 悪水を堤外に排水させるための伏越樋管。

十六輪中と関係村々との治水争い（北山）

定右衛門等を現地に遣わして検分させた。その時、倉橋らは築堤の高さを4尺にする案を示したが、下流域の村々は3尺とし、もし不益となつたときは取り扱うという契約であれば承諾すると回答したが、出願した9カ村は4尺でも無益であるのに3尺では願い出たかいがないと反対し、ついに工事は着手されなかつた。その後、1830（文政13）年に再び大谷川逆水囲堤の築造と高瀬新川普請を願い出た、高瀬新川計画とは高瀬付近では牧田川上流から押し流されてきた土砂により川床が高くなり、しかも高瀬と烏江の間は川幅が狭いため、出水のとき牧田川の水流は相川、大谷川などに逆水し上流域の村々に大きな被害を与えるため、牧田川、杭瀬川合流点である高瀬、烏江付近の川広げと、新川普請を願い出たものであるが、これも下流域の村々の反対で実現を見るに至らなかつた。

（3）逆水被害と十六村の対応

十六村はじめ大谷川流域の村々は逆水被害から逃れるため様々な対応をした。このことは「十六村一件訴答書」の中に、「一、大垣御預所不破郡荒川村、久徳村、桧村、塩田村、尾州御領同郡十六村、大垣御領分同郡中曾根村、徳光村、長松村、荒尾村右九ヶ村之儀者大谷川附ニ御座候得共、先前ヨリ水除囲堤ナド無之村方ニ御座候間、宝永年中川々御改之節、多良、笠松両御役所江御扣帳ニ茂、右訳御書記し有之候儀者承知罷在候、然ル処安永五年申年ヨリ文化十一酉年まで右村々之内、種々ト相巧ミ水除新堤相唱シ、或者其場所ニ置土ナド仕、水除形築懸リ候得共、御料所不破郡表佐村、室原村、栗原村、綾野村、多芸郡大坪村、尾州御領同郡飯田村、蛇持村、江月村、烏江村、栗笠村、船附村、大野村、横曾根村、下笠村、口ヶ嶋村、西岩道村、安八郡大牧村都合拾八ヶ村ヨリ其度々差障り候ニ付、前書九ヶ村共今以、水除之儀者一切無之候」とあり、大谷川流域の9カ村は、水除新堤を作つてほしいと願い出たり、あるいは水除け計画場所に盛土を行ない、また水囲いを築きかけたりして、そのたびごとに障り村々から反対されてきた。十六村も洪水被害から

村を守るため1827（文政10）年11出水地点となる十六村地内の相川通りの堤の曲り目と附州⁵⁾を取り除き川幅を広げたところ、下流の障り村々から相川下流の段海川にいったんに水勢が押し寄せ、堤が持ち堪えず、ことに川路が埋まり、数カ所の悪水吐扒掘の戸が開かず、流域の村々はもちろん、水下村々までも水行差障りがあると訴えられたが、元通り堤を修復し、今後新規の企てをしないことで落着したが、そのご年々十六村はじめ大谷川流域の村々は水害に泣いた。

（4）重田畠築造事件の発生

十六村では尋常な手段では輪中はできないと考えた。逆水被害をなくすには、まず烏江、高瀬付近の拡幅と新川計画の推進であるが、大垣藩領の強い反対で実現をみないでいる。この反対を崩すには、幕府命令を用いるしかないと考えて、まず尾張藩鵜多須役所と同名古屋勘定所に逆水によって村中が飢渴におよんでいると申し立て、図4の個所に重ね田畠を築立てるごと、普請費用500両の拝借を願い出て、1849（嘉永2）年3月、内諾を得て工事に着手した。この重田畠⁶⁾は通常の重田畠と違い、十六村地内の大谷川沿いと、泥川沿いに連続した重田畠を築いたもので高さ5尺（約1.5メートル）、長さおよそ200間（約360メートル）の歴然とした堤防であり、輪中堤であったため、下流地域の村々では大騒ぎとなり、各村の村役人は十六村庄屋宅へ押し掛け工事の中止を掛け合つた。そのうち騒然となつた下流域の農民は築立中の重田畠を取り壊し引き揚げていった。この騒ぎは十六村庄屋嘉六郎の思うつぱであった。十六村では事の次第を尾張藩鵜多須役所に訴え出た。同年4月4日、十六村久右衛門宅に御白洲が立られ、関係村々の吟味が行われたが、そのとき十六村庄屋嘉六郎は次のように申し立てている。

5) 洪水によって上流から押流されてきた土砂が川岸に堆積したもの。

6) 重田（かさねだ）ともいう、田の一部を掘りあげて土地を高くし、作物を水害から護つた。

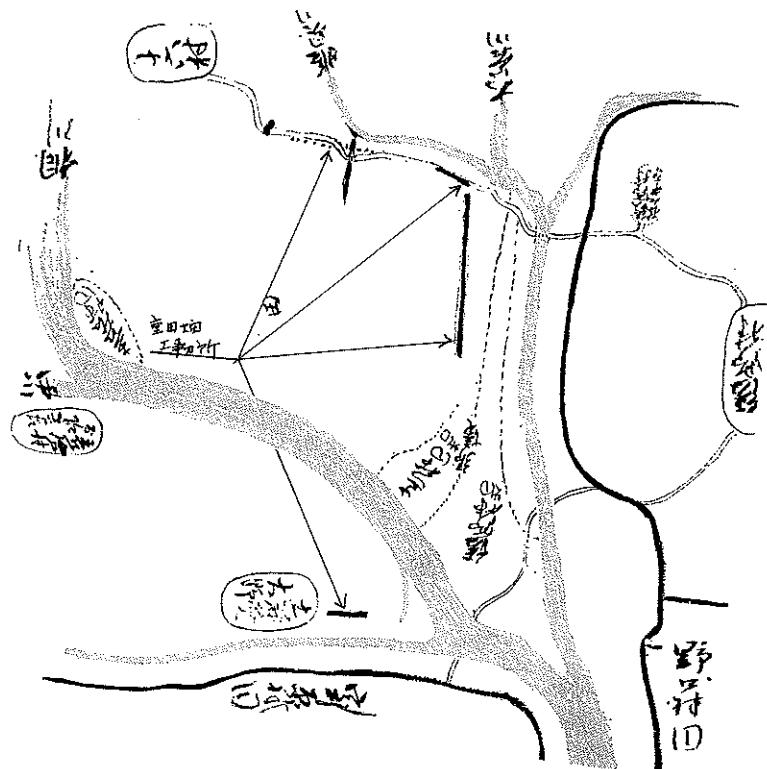


図4 十六村一件訴答箇所繪図（大垣市久瀬川町、若山光円氏所蔵）

「嘉六郎申上候、私村方之儀、水損場難渋村方ニ付、鵜多須役場江願之上、重田畠仕候積リ、去月廿四日村内一統江申渡し同廿五日持場割渡し、同廿六日手始メ申付候儀之処、同日八ツ時頃ト覚候、隣村綾野村林右衛門、八之丞、室原村治左衛門、祖父江村八木藏、其余村、名前ナドも不弁、村役人共も同道罷越当村に新堤築立候由、右場所者水行差障ニ付新規堤ナド築立候而ハ水下村々人氣立可申間、早速取拂候様申談候得ども、右者村方難渋ニ付、願済之上、重田畠仕候儀ニ而堤ナド築立候儀者無之候間、敢而人氣立候儀も有之間敷、弥水行差障ニ茂相成候儀ニ候ハバ、笠松表江申立、同所ヨリ取拂被仰付候筋ニ而、今朝手始メ申付候儀ヲ尚又取拂候様とも申儀者、何分小前とも申聞兼候旨申談、罷越候もの共を夫々引取候様、彼是タ七ツ時頃ニ茂なり、無何ト騒ケ敷、其内近村々ニ而早鐘ヲ撞候間、何事ニ候哉と不審ニ存居候処、重田畠之場所江隣村綾野村之ものを始、其余村々多

人数押寄乱坊および候趣ニ付、村方小前之もの怪家ナド有之候而者不相成候間、早々揚所引拂候様度々申遣之彼是心配罷在候処、タ七ツ半時頃村内之もの共、右乱坊人数之内之由、壱人目印様之白紙罷ニ挾ミ居候趣ニ而、召連來候間始末一ト通相尋候処、隣村綾野村出郷中原ト申もの之由、申聞候迄ニ而何ナド之儀も不申聞、家内も取込居候間、隣家五市方江差遣し置、其段綾野村江申遣候処、夜ニ入迎えのもの罷出候間、右江引渡候儀ニ有之、且乱坊人之儀者タ七ツ半時過ニ茂可有之哉、相鎮候ニ付村内怪我人ナド者無之哉、聞糺候処小前之内八人怪我致し候もの有之其余無難ニ付、早速鵜多須役場江訴候儀ニ而乱坊人の始末者善ハ其之外之もの共申立候通相違無御座候⁷⁾」

これに対し、隣村綾野村林右衛門等は次のように申し立てた。

7) 「十六村一件訴答書」(若山光円氏蔵)。

十六輪中と関係村々との治水争い（北山）

「尾州御領濃州不破郡十六村之儀兼而村々故障有之候ヲ乍弁，近頃新堤水除堤築立候由風聞有之候処，去月廿五日弥築立候趣ニ相聞候間，翌廿六日隣村室原村治左衛門，直江村休三郎，柴田善之丞様御支配所多芸郡大坪村林左衛門，祖父江村庄兵衛伴八木蔵，金屋村仲右衛門，飯積村茂平，戸田采女正領分野口村嘉助同道ニ而，同日九ッ半頃十六村庄屋嘉六郎方江罷越，御領私領差障村々人氣立候様ニ而者不容易儀ニ付，右新規堤築立方，両三日見合呉候様申聞候得とも彼是主意立致し取敢不申却而人氣立候程ニ無之候而ハ村々水行御普請願一致之場合ニ茂至兼候杯相答候ニ付無拠引取可申ト立戻候処，呼戻し候ニ付八之丞儀立戻り面会仕候嘉六郎申聞候者，此度之一条重田畠之積取斗呉候様申之候得共，最早村々小前之もの共，綾野村境堤江多人数寄集り居，村役人共ニ而者取締りも行届兼，無余儀室原村治左衛門，直江村休三郎ハッ半時頃右之趣大垣御預所江訴候処，嚴敷取締方被申渡，西大外羽村主輔，九郎右衛門儀者前同様十六村江掛合ニ可參ト，同村地内江参り候処，小堤百間余程築立有之無余儀ト其場ヨリ引返し候処，引違乱妨および候趣…………嘉六郎方江掛合ニ罷越もの共者，何連茂奔走罷在候内築立候新堤三ヶ所悉く元形之通り搔散し右乱妨および候もの共，七ッ半時過頃迄ニ何方江となく散々相成候儀ニ而障り村々人氣立候儀ニ可有御座候得共，何村之ものニ候哉見留も無之，尤も私共村内之儀者嚴敷取締り申付置候得共，多人数之儀ゆへ萬一入交り居候哉も難斗候得共，差当り相分リ不申儀ニ御座候…………⁸⁾」

十六村庄屋嘉六郎の申し立ての要旨は、十六村は水害で困って仕方なく尾張藩鵜多須役場へ重田畠を造りたいとお願いし許可をもらい、3月24日に村民に申し聞せ、同25日に丁揚割りをし、同26日から工事に取掛るよう命じたところ、26日午後2時ごろ、綾野村林右衛門はじめ隣村の役人たちが連れ立って、私宅へまいり、十六村が新堤を築き立てられた場所は、水行に差し障りのある場所であり、このような工事を

されると、障り村々の百姓が騒ぎ立てるから、今すぐ取り払ってほしいと申してきた。

私は十六村は年々水害に苦しめられており領主様にお願いして重田畠を築いたもので堤など築いてはおらないので、皆が騒ぐことはないと思う。また水行に差し支えるようであれば笠松役所に取り払いを申し立てるのが筋で、今朝工事にかかったものを、今すぐ取り払うということはできかねると答え、隣村役人などに帰宅してもらった、夕方5時ごろ、なんなく騒がしく、その上近くの村々で早鐘を撞きだしたので不審に思っていたところ、今朝から築いた重田畠の所に綾野村始め隣村の者が多数押し寄せてきて、十六村百姓に乱暴を働き、重田畠を取りこわしてしまった。百姓に怪我人はなかったか、調べたところ8人がけがをしていた。その他は無事だったので早速、尾張藩鵜多須役場に訴え出た、というのである。

隣村の綾野村庄屋林右衛門等の申し立て要旨は、十六村は故障のあることを知っているながら、新堤を築きはじめるという風聞を耳にしていたところ、3月25日、いよいよ築きはじめるとい聞いたので、同26日、隣村室原村治左衛門などに連絡をとり同日午後1時頃十六村庄屋嘉六郎宅に行き、御領、私領の差障り村々百姓が騒ぎ立て容易でない事態となるので新堤を築くのを4、5日見合わせてくれるよう頼んだところ、嘉六郎が申すには、かえって騒ぎが起こるようでなければ、村々が一致して水行御普請願いができないなど答えたのとで仕方なく立ち帰ったと、いうのである。

この事件は大垣藩にとって一大事であった。大垣藩領、同預り領の農民多数が尾州領十六村へ押し入り乱暴したことは、徳川親藩である尾張藩を相手にすることであり、その驚きは大きかった。大垣藩郡奉行中西彦右衛門は手控⁹⁾に当日の様子を次のように記している。

「三月廿六日
尾州御領十六村新規水除土手築立、御料御私領御百姓共、ハッ時頃早鐘を撞、小前之者千人余

8) 同 上。

9) 「覚帳」日記(大垣市西外側町、中西忠敬氏所蔵)。

寄集、未時より貳百五拾間余築立候堤を暫時の間、元形引平均候、尤野口村より注進有之、同心共差出候処、不容易事共出来も難斗旨再注進有之、仍之為取鎮御代官壱人差遣候処、何連も取除候跡ニ場所江罷越候旨引取之上承る、尤も千人余の百姓、何連も鬱ニ引裂紙結付、手毎ニ鍼を携罷在候由、早鐘者御領分ニ而ハ多芸島村永寿寺ニ而、何連者歟罷越撞立候由、右之様合ニ付尚又右様理不尽之普請いたし候而ハ如何様之変事出来も難斗ニ付領分八拾ヶ村より惣代を以、鵜多須御陣屋江願出候ゆへ、添翰出ス」

大垣藩は事件発生後、事態の重大さに気づき、代官を派遣して事件の収拾を計り、また尾張藩鵜多須役所に大垣領80か村の惣代を遣して、今後このようない企てをしないよう出願させた。大垣藩は事件が幕府沙汰になるのを恐れ、安八郡五反郷村片野萬右衛門等に内済にあたらせた。萬右衛門等は次の内済案を関係村々に示している。

内済案¹⁰⁾

「一、十六村地内重田畠之儀ハ差支無者尤水行障ニ不相成様長四拾間喰違ニ相仕立、右翻轡之間四間明ニ普請致し可申事
 一、伊尾川通、牧田川通水行差支ニ相成候場所々之海口まで取直し方、一同連願致し右普請被仰付、水行取直し候上ハ、十六村重田畠喰違之築繫キ候とも双方故障無之事、
 但今般水行取直し御普請之儀ニ付、品ニ寄、出府可致儀も可有之、其節御料私料之隔なく横通之者を以為相勤可申事、
 一、伊尾川、牧田川水行立直し連願ニ付、諸入用割賦請之儀者、村々相調一同調印致し置後日違乱致間敷事」

この案に対して十六村は、重田畠を築くことに障り村々は故障申立をしないことはもちろんのこと、重田畠長40間づつ、其の間、4間明けにした場所を、嘉永4年の春までに築きつなぐ、また大谷川、牧田川等の河川改修についても早急に行なうことであれば同意すると答えた。一方、障り村々は大谷川に新堤を築くこと

は以前からできることになっており、重田畠であっても水行の差障りになるので承諾できないと答えた。

仲裁人等は双方の間に立って種々斡旋につとめたが意見の一致をみないため、1849(嘉永2)年6月つぎのような金済案を出した。

「一、十六村地内において重田畠之由申し、新規土普請、水下村々江不沙汰築方取懸り候段不行届の取計、築方差止メ可申旨対談として綾野村外拾壱ヶ村江參り右対談不行届引取候途中多人数罷越、右普請手掛け取除候処、前書村々役人其場所江行合ながら仮令他領、他村之ものたりとも差留不申段不行届致し方無之、一件行違ひ廉、曇人江相任セ惣方故障無之、尤向後水行差障り相成候、新規土普請之儀者双方共決而致間敷事、
 十六村新規土普請多人数之もの手掛け取除候処、右村怪我人有之、相手之もの相訛り不申候得共、右普請綾野村外拾壱ヶ村差障り候、付而ハ懸合之儀ニ付、今般取暖之趣意として障り村々ヨリ金五両、其村怪我人手当ヲ差出し双方故障無之事、
 右之趣ニ而内済相整候節者、曇中雜費も相掛り候儀ニ付、曇人勘弁を以、金百貳拾両取賄趣意として内、金九拾五両十六村江相渡、金貳拾五両障り村々江相渡し可申」

このような案を十六村を示したが、十六村は、

「前々申候通り障り方人命も助ケ、十六村御高相続も相成候様との儀ニ候処、度々済口之趣意承り候得共、水害凌ギ筋之儀聊蔑無之、尤七拾両の金子手当と申儀一札も可、曇人中ヨリ手当金貰ひ候謂連無之………」

と申立てた。仲裁人等は破談をさけるため内々に十六村の内意を聞いたところ、

御高相続相成候程の融通金為差出候様、中水凌なれば高サ七尺、十六村壱村築廻し候而蔑障り村々故障不申立候儀候ハバ今般之一件承知之旨………」

この十六村の考え方を障り村々に伝えたところ、前に申したとおり水行に差し支えるものは認めることができないとの答えであった。重ね

10) 「十六村一件訴答書」

十六輪中と関係村々との治水争い（北山）

て十六村は次の提案をした。重ね田畠の高さは、水が越さぬ高さとし、喰い違いの間は五、六尺の高さとして築き繋ぐことであれば承知する、この案についても障り村々は承知せず、同年7月6日、内済は不成立に終わった。

（5）重田畠事件、幕府沙汰となる

萬右衛門等の奔走にもかかわらず仲裁は不調に終わり、事件は江戸表で裁かれる事となり、1850（嘉永3）年2月11日、寺社奉行脇坂淡路守の裁きを受けることとなった。障り村々の申し立ては次のようにあった¹¹⁾。

「当國大谷川通之儀者別紙延宝五己年御絵図面写之通荒川村地内ニ而二タ川ニ分、一ト川者中曾根村地内江相流、一ト川者荒川村ト島村、十六村右三ヶ村田端江相流、尤右川通者百曲リト唱、多分の曲川ニ御座候、右二タ川共、前々ヨリ水囲無之、御絵図面、御裏書之通道下諸村押水之筋、畔付上ヶ候儀も不相成場所之儀者、右川下ニ而相川ト落合候場所迄之儀ニ御座候、右者宝暦三酉年五月、濃勢洲川方御掛り多良御役所ヨリ十六村外五ヶ村連印を以願上之書面之内ニ延宝五己年之御絵図面證拠ニ申立候御所申上候通、御裏書ニ道下諸村押水の筋ニ有之候、大谷川通相川江落合候場所迄之儀ニ御座候尚又書面之内ニ新規之水囲被仰付候而者亡所仕候段書加江、十六村調印致し願上、其外同御役所江十六村外五ヶ村連印を以願上候書面之内ニ荒川村、十六村、島村水囲不相成場所ニ御座候ト申立有之候願書江十六村調印致し度々差上置候ニ付、假令重田畠たりとも水行差障ニ相成候儀ヲ乍相弁江水下村々江、今般無沙汰新堤築掛り候段十六村役人共我意不当之任成方ニ御座候」障り村々からの申し立てと重田畠の仕様、絵図面などを参考に詮議は進められた。とくに重田畠と水行の関係、障り村々役人が1849（嘉永2）年3月26日早朝に十六村が築立た重田畠を搔きならした障り村々農民を取り鎮めなかった責任を厳しく追及され、綾野村役人など14人が1850

（嘉永3）年3月6日、入牢を仰付られ詮議を受けていたが、同年3月21日、許されて出牢した。詮議は1851（嘉永4）年まで続けられた。同年1月山県郡千疋村庄屋市郎兵衛が両者の仲裁を引き受け、次のような内熟の趣意を関係村々に示した。

「一、今般一件、一村之益筋貫候而者數ヶ村難渋仕候ヨリ事起リ候儀ニ付、為連續十六村始障り村々凡百ヶ村ヨリ金千両相束子、笠松御役所御貸附ニ奉願上、利足金毎年御下ヶ金ニ預リ、右金子十六村へ相渡、水行差支不申様、同村人足を以川浚仕、年々水行直し出来候得者、百ヶ村共ニ連續仕候様奉存候右之趣意ニテ熟談被下度事

一、重田畠之儀出来候而者數ヶ村難渋、又取拂ト極候而者十六村難渋之廉も有之趣ニ付、此儀者一切不書触、撓散し一件迄も立入人江貰請、詮水行直ニテ双方納得相成候方ニ仕熟談相整候様仕度事」

この内熟案に対し、障り村は、現在江戸において吟味のため出府している関係村々役人の逗留が長引き、その費用がかさみ、村々の難儀は増すばかりで、その事も篤と考えて交渉してほしい、また千両もの金子を十六村へ渡して十六村の思いのままに川浚いをさせては、障り村々が立ち行かないと反対し、十六村も重田畠が認められないことには百姓相続ができるないと反対して、市郎兵衛等の仲裁は成立しなかった。

（6）重田畠築造事件の終結

その後、千疋村市郎兵衛、大吉新田山内新左衛門の両人が仲裁し、1852（嘉永5）年8月になって、ようやく事件発生以来3年余を経て和解が成立した、和解の証文は次のようであった。

「内熟済口證文之事¹²⁾

尾州御領濃州不破郡拾六村一件追々御上様之御配慮奉請猶又今般格別之御慈悲を以取扱被仰付難有奉存候、依之扱両人ヨリ厚申諭、何連も御田地相続相成兼候より事發候義ニ付、此上銘々

11) 「十六村一件訴答書」。

12) 大垣市立図書館所蔵。

之了簡を以申出候而者早竟得手勝手筋可有之，左候而者治り方ニ茂抱可申諸事扱人江相任，一同和合仕十六村始障り村々ヨリ金千貳百両取揃，扱人江差出，扱兩人請取之取扱之趣意左ニ奉申上候

一，金千貳百両

十六村始障村々一同ヨリ出金仕候事

内金參百両

是者十六村重田畠取繕候場所，障り村々小前ニ而者水除土手と心得撓散候ヨリ差縛候ニ付，右行違其筋者扱人江貰請，重田畠取直料，其外共為心付十六村江相渡候上者，於同村今般一件聊申分無之事

残而九百両

右者十六村始其外障村々一同耕地低地之村方ニ而御田地相続相成兼候義ニ付，右金九百両者御支配々々御役所様江五ヶ年之間，御貸附金ニ奉願，右利金を以水行立替之元立ニ可仕，尤願方ニ付而者，今般懸り合村々双方睦敷為申合，御料私領之無差別，摸通之者願惣代ニ相立可申，水行直致成就候上者，十六村重畠繫，水除取繕候而茂故障無之筈，若右取斗不整節者右金九百両十六村江入金可致且水行立替并畠繫水除とも出来候御者，右金九百両不殘水行直シ入用ニ遣拂可申，万一水行立替不行届候共，五ヶ年限十六村江七百両入金，残而貳百両者障村々江入金可致極，右仕法を以双方納得熟談仕候事

但水行願之義，右年限ニ不拘飽迄願継候筈，右之趣を以今般納得熟談相整内済仕候上者，弥々年々至迄聊も違變仕間舗候，依而者御吟味御願下ケいたし，猶宿望之通水行直御普請之義，相互ニ睦敷申合奉願上，水災難渋遁方可仕筈を以村々惣代取扱人一同連印仕，済口誓證奉差上候処相違無御座為後日依而如件」

証文では事件の起きた原因是長年に亘って，毎年のように起きる水災により，田地相続ができないために争そいが生じたものであり，村々が得手勝手に水除の工事をしてはならないとした上で関係村々から1,200両を集め，そのうち300両は十六村の築いた重田畠を障り村々が取り崩したことに対してその繕料として，また人が人などに対する心付けとして十六村へ渡し，

残りの900両については今回の関係村々は低地位に位置しており年々水災にあい，田地相続もできかねない土地がらであるので，おのの御支配を受けている役所に5ヵ年間預けて，その利子でもって水行の立て直し費用とする，なお水行立て直しについては，関係村々が御領，私領の差別をせずに，このことに精通している者を惣代に立て，その筋の役所にお願いする。この水行立て直しが聞き届けられ工事ができたときは十六村は重畠を繫ぎ，水除土手を修繕しても障り村々は異議の申し立てをしない。もしも，この取り計らいができないときは，900両は十六村に渡すことにする。水行立て直し，畠繫ぎ，水除ともできたときは，この900両は残らず水行取り直し費用にあてる，もし水行立て直し工事が5ヵ年の間にできなかったときは十六村に700両を渡し，残りの200両は障り村々に渡すことで話し合いが成立した。

(7) 重田畠築造事件の指導者

重田畠築造事件の十六村の指導者は庄屋岡崎嘉六郎であった。どのような人物であったか，この事件の仲裁人となった政田村（現・木巣郡真正町政田）庄屋高木耕平から大垣藩郡奉行に宛た書状によって知ることができる。

乍恐以書付御内證奉申上候¹³⁾

尾州御領不破郡十六村一件之儀當四月以来取曖ニ相成，種々示談有之候得共，右村強情申立熟談不行届，其故如何と懸案仕候処，右村庄屋岡崎嘉六郎ト申者，少し弁舌才覚モ有者之ユヘ同人義鶴多須御陣屋并名古屋御勘定所御役人衆江程能取入，逆水押入村中飢渴ニモ可及旨申立，重田畠之御普請近來志願ニ而，漸當春御聞濟ニ相成候由，尤金高之義者五百両之由，然ル処同人内存ニ者，全重田畠ヲ取立候所存ニ者無之，先づ御上之手前計リ名目ニ而，御普請御手当トシテ五百両御下ゲ金之御約束ヲ定メ置，既ニ當三月廿六日之如ク，暫時ニ水除堤ヲ築立，尤穩和ニ差障リ候ハバ出入ニ取組假令，年ヲ經候共出入之手続ヲ不失，數ヶ村ヲ相手ニイタシ一村

13) 大垣市西外側町，中西忠敬氏所蔵。

十六輪中と関係村々との治水争い（北山）

立ニ而為入組候内、障り村々責アグミ候其虚ニ乗ジ、障り解可為致、タクラミ又ハ築懸リ候節手懸引平均候ハバ、此度之如ク尾州様御領内江踏込乱妨狼籍、徒党杯ト大造ニ申立、障り村々ヨリ助命ヲ為乞、其代リ大金ヲ貪リ取候カ、又ハ堤形ニ熟談イタシ候カ、何連一方ハ嘉六郎ガ方寸ニ納メ候自贊ノ了簡ニ迷ヒ候ニ相違無之義ハ今既ニ四月以来曇中之始末ニ而明白仕候…」

この書状は1849(嘉永2)年11月に認められたもので、事件の取扱い人辞退状であり、内々の文書であるため、片寄った見方で書かれているが、嘉六郎が当時幕府沙汰になることを恐れず工事を企てた度量は大きなものがあった。嘉六郎の本意とするところは、鳥江、高瀬の拡幅と河川改修であった。いくたびとなく願い出ても障り村々の反対にあい実現をみることができず、そうこうしている中で年々逆水被害は増加し、この事件の発生した年の前、二三年は不作が続き百姓相続が困難になったため尾張藩に願い出て重田畠築造に着手した。このとき工事金500両下付の内諾を得ていることは尾張藩としても新堤であることは内々承知していたのではないかと思われる。たんなる重田畠に500両もの大金を下付するとは思われないから、嘉六郎はこの工事には障り村々から、反対があることと騒ぎが大きくなることを承知の上で工事に取りかかった。騒ぎが大きくなり、このことを幕府が知るところとなり、幕府命令によって河川改修が行なわれることを願って着手したものであり、また十六村が尾張藩領であることも嘉六郎をして強気に事を当たらせたものであり、事件を表ざたにしたくない大垣藩、他方、嘉六郎はあくまで水行立て直しを実現し大谷川流域を逆水被害から守りたいという執念とがからみ合い調停は難行した。残念なことに嘉六郎は自ら描いた志を半ばにして1850(嘉永3)年3月9日他界する。54歳であった。嘉六郎が今しばらく存命し、幕府訴庭に出ていたならば、事件は違った方向で解決され、大谷川流域はもっと早く逆水被害から逃れることができたかも知れない。惜しい時期に亡くなったものである。嘉六郎亡きあと、事件解決にあたったのは頑百姓

坂井五一で、当時五一は25歳であったが、事件が幕府ざたになると、他の村役人とともに江戸に出府し、幕府訴庭に出て、堂々と障り村々と渡り合い、十六村に有利な条件で事件を終結させた。五一は、明治維新後、大阪に出て、五代友厚¹⁴⁾らと事業を起こし財をなした。1891(明治24)年10月28日濃尾大震災によって十六輪中堤が崩壊したとき、その復旧に際して、障り村々が反対したが、当時東京に住んでいた五一は十六村に帰り、障り村々との交渉にあたり障り村々の反対を解き、輪中堤を震災前より強固なものに復旧した。

3 輪中堤の成立と障り解け

(1) 水除の成立

重田畠事件の内熟証文で決められた水行立て直しができたとき、十六村は畠つなぎを行なってよいとされたことで、内熟が成立した1852(嘉永5)年から5ヵ年後の1857(安政4)年までの間に畠つなぎが行なわれ、十六村の長年の宿望であった水除堤が成立したものと推定される。この水除は堤と呼べるようなものではなく、田の畦を大きくした程度のもので大畦と呼ばれていたことが、1867(慶応3)年5月に隣村との間で取交された証文と図5の絵図に大畦長さ679間と記載されている。1841(天保12)年5月、十六村から尾張藩え差出した絵図には大畦は記載されておらず、また絵図に記載の村明細の中に当村の儀用水懸りに御座候、水除御堤これ無きにつき、年々逆水にて水損仕り候と書かれており、畦様のものも書かれておらないところから、1852(嘉永2)年に事件が終結した後に大畦が築かれたものと推測される。1677(延宝5)年以前から逆水被害に泣かされてきた十六村が畦程度の水除ではあったが、障り村々の反対を解き築くことができ、これができたことによって輪中堤築造の手がかりができた。逆水被害に泣かされるようになって、実に180年余の年月を経て、その間先祖の血と涙と汗によって輪中堤

14) 薩摩出身の実業家、後に大阪商工会議所会頭となる。

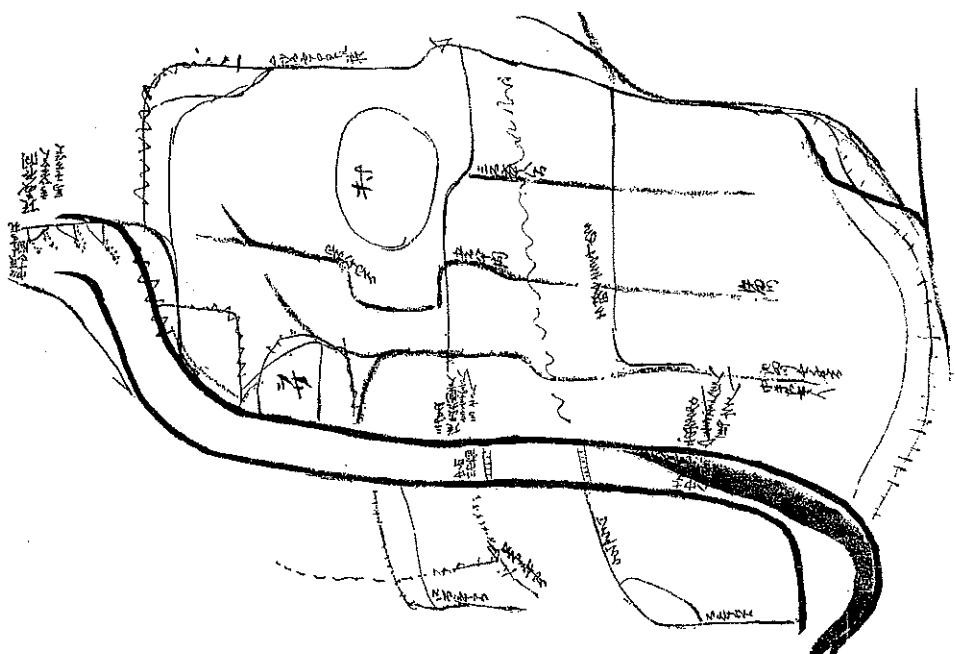


図5 慶応3年小土手築立取替證文添絵図（大垣市立図書館所蔵）

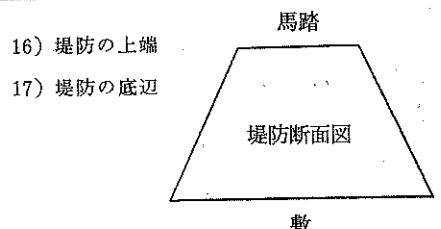
築造の曙光を見いだすことができたのである。

(2) 十六村築廻し小土手築立約定の成立

1857(安政4)年ごろにできたと推定される大畦を増強し本格的な輪中堤を築くには障り村々から今迄以上の反対があった。この時期幕末風雲急を告げ、政治の流れは大きく変わろうとしていた。このことは十六村はじめ大谷川流域の村々にとって大きな幸いとなった。大谷川流域10カ村は大垣藩主に大谷川流域の堤防築立を歎願した結果、下真桑村三右衛門と川西村旧八両名にあつかい方を申し付けられ、両名が障り村々との交渉にあたり、十六村は1866(慶応3)年5月、御預所懸り懇代、桧村早野常右衛門との間に十六村築廻し小土手の築立約定の仮調印を行なった。

「為取替熟談證文之事¹⁵⁾
尾州御領十六村地内中田之処別紙絵図面之通、
東者字大畔通相川堤迄田面¹⁶⁾高三尺五寸馬踏¹⁷⁾
三尺、敷¹⁷⁾九尺、北者大畔より西江八幡宮迄、尤

西者高地ニ付元高、馬敷ニ效ひ摺付に小土手築立、猶大野分西者大道相川堤際与利、南泥川通午ノ方江見通し、南者泥川通人家囲込相川堤迄、高四尺五寸、敷九尺、馬踏三尺小土手取繕候而も故障無之旨熟談相整、双方申分無御座候、就而者一同立会、場所丁張致し五拾間目毎、高敷共定杭打立、鳴、室原、綾野三ヶ村江引付杭打置可申、尤引附杭難打立場所者右定杭江、當時有形之田面切目入置、後年紛舗儀無之様致し置、出来之上致見分候者勿論以後、年々三月中ニ双方立会定杭高ニ引合、寸尺相改若高低有之候半者、元形ニ取直し可申、且定杭、控杭之儀者十六村より差出三ヶ年毎ニ一同立会打替申、万一右間數定杭扣者控杭難打場所相当リ候ハバ示談之上場所見計ひ打立可申候、依之双方違乱



15) 大垣市立図書館所蔵。

十六輪中と関係村々との治水争い（北山）

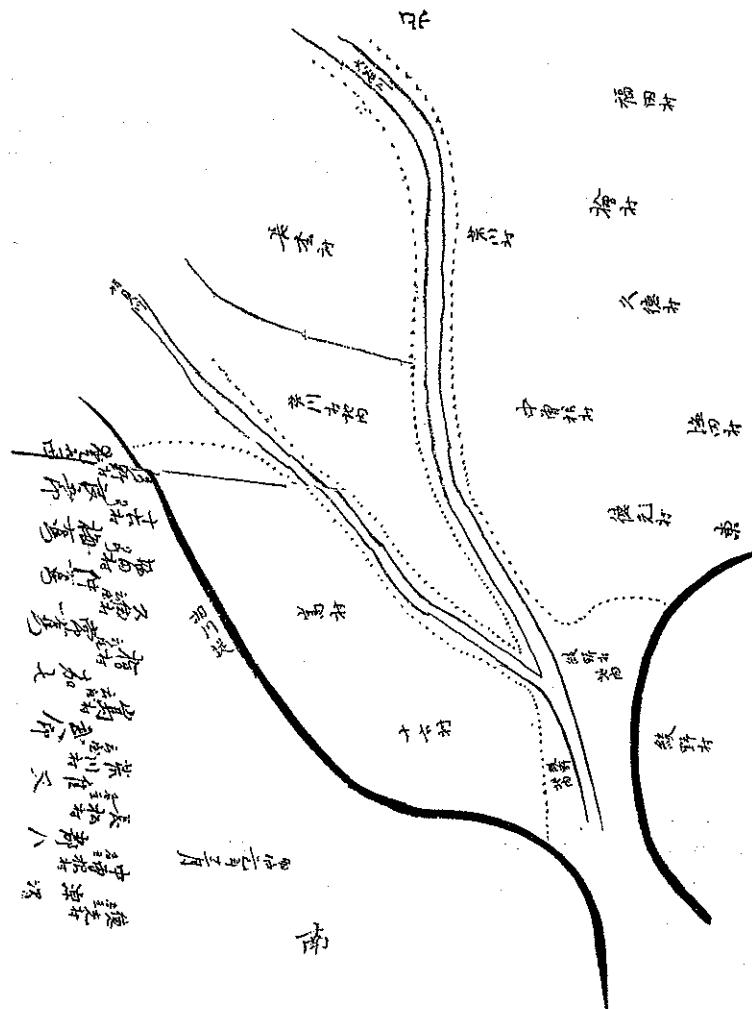


図6 明治2年中水凌築立取替證文添繪図(太田市立図書館所蔵)

為無之熟談為取替證文仍如件

前書之通熟談相整候得共不參之村々江入渡り致し、猶又其御筋江御伺之上、追而本紙為取替連印之證文相認引替可申候、尤向後違變為無之仮調印為取替證文依而如件

慶應三年卯五月

代物懸所所預御

桔村 星野當右衛門

尾州御領 十六村

隨嶋新十郎 殿

坂井沖右衛門殿

この約定の成立後、1869(明治2)年12月大谷川流域10カ村と綾野村との間に立った、三右衛門

門などの奔走によって、つぎのような熟談が成立した。

「為取替習孰談譜文之事¹⁸⁾

大谷川通り近來水行悪敷相成、殊ニ相川通りヨリ逆水いたし年毎水損御収納相進ミ不申者勿論、村々必至極難仕候ニ付、今般右川、左右村々ヨリ下眞桑村三右衛門、川西村旧八江頼談ニ付、則兩人ヨリ地続綾野村江入渡リ候処、下郷村々水害ニ及不相成様、右綾野村堤を傍示ニいたし大谷川通ニ別紙墨引絵図面之通、水防土手見極ミとして中水凌¹⁹⁾筑立可由熟諭相整候上

18) 大垣市立図書館所蔵

19) 中程度の灌水を防ぐこと。

者、若下郷村々ヨリ水害之儀申出候共、綾野村ヨリ示談ニおよび、故障筋無之様取計可申候、依之双方連印、猶立入人加印之為取替書相控置申処、仍而如件

明治二年己十二月 」

この約定の成立によって出願10カ村は大谷川左右両岸に図6の点線箇所に中水凌ぎの堤防を築いた。十六堤防もこの時期に成立した。

(3) 十六輪中堤の成立と障り解け

今迄遊水地であったところに堤防が築かれたことは、下流域の村々にとっては大きな脅威となつた。築堤工事に反対の声が出たのは当然であった。

下流域の室原村、大坪村、蛇持村、飯田村、金屋村、宇田村、飯積村、祖父江村等から工事中止の申立てが出され、話し合いがもたれたが話し合いがつかず、障り村々は1871(明治4)年無願工事であるといって笠松県へ提訴した、その後1875(明治8)年になって障り村々と話し合いがつき、つぎの約定が成立した。

熟談為取換之證²⁰⁾

不破郡室原村、多芸郡大坪村、飯田村、金屋村、宇田村、飯積村、祖父江村、蛇持村、野口村

右者大谷川通左右中水除新築之儀、従来ヨリ差障場所ニ付、近來種々頼込示談不行届、今般両人被頼入、追々入渡ニ相成且當今御政体之折柄、第一國益ノタメ示談及熟済、主意左ニ記一、十六村之儀、中水除是迄有形ヲ以熟談仕、

見渡之上田面ヨリ定杭²¹⁾打建可申事

一、久徳村、元徳光村、中曾根村、嶋村、荒川村合五ヶ村

右御村々ノ儀、何レモ場所見渡之上田面ヨリ平均直高三尺五寸ヲ以定杭打建可申候事

但定杭場所前後五十間宛私共ヨリ進退可致、

最年毎ニ両三度宛何レモ定杭相改、若一約定差イ有之候節者、御差當ニ不及削下ヶ可申候事

20) 大垣市立図書館所蔵。

21) 堤の高さと同じ高さに立てられた杭で、堤の高さの基準となつた。

一、大谷川、牧田川出合場所洲凌水下村々同様盡力被下候引合之事

一、相川通古川留井蛇持村地先色目川通、上ヶ樋廣平迄差下ヶ故障無之引合之事

右之通内輪熟談仕依之詳細為取換之條礎如件

明治八年四月

不破郡室原村副戸長 安福兵右衛門

多芸郡大坪村戸長 三宅岱二

同郡 飯田村副戸長 代佐藤金之丞

同郡 金屋村戸長 今津多呂久

同郡 宇田村戸長代 三宅治平

同郡 飯積村戸長 田中茂左衛門

同郡 祖父江村副戸長安福桂二郎

同郡 蛇持村副戸長 佐竹伍平

同郡 野口村戸長 内藤源吾

不破郡 代安福文二郎

十六村正副戸長御中

前書之通拙者共取扱熟談相整依之令奥印候也
多芸郡嶋田村 柏済祐次郎

同郡 飯田村 後藤金四郎 」

この約定の中で特筆すべき点は、定杭の高さが十六村については定められておらず、現在の中水除の高さをもって定杭を建てる事とされた点で、このことは1866(慶応3)年に田面より3尺5寸とした定杭約定を1875(明治8)年までの間に十六村は単独で障り村々と交渉し障り解けを行ない、中水凌ぎでなく洪水、逆水も防ぐことのできる輪中堤を築いたものである。その後も大谷川流域の村々と障り村々との抗争が絶えず、不破郡役所の説得によって1880(明治13)年11月、改めて定杭約定を結び直した。この改定で十六輪中堤の高さが明文化された。約定文には書かれてはいないが、障り解けを行なうについて多額の納得金を支払ったことが、語りつがれている。

「添約為取換證²²⁾

不破郡十六村、島村、久徳村、中曾根村、静里村、合テ五ヶ村

右村々大谷川差右中水除新築ノ儀、明治八年四月中、熟談相成其際定杭打立ノ処、不和ヲ生

22) 大垣市立図書館所蔵。

十六輪中と関係村々との治水争い（北山）

シ，御県江御願遷延相成居候ニ付，水下村々ニ於テ，不破郡役所江上申イタシ候ニ付，双方江懇々御説諭ニ相成，依之熟談相整候，要旨左ニ記ス

十六村

一，該村水除ノ儀，明治八年度約定ノ通現形ニテ定杭打立候事

但定杭場所は該村地内字丁木八百八十三番持主岡崎良五郎現今所有地先ニ打立，根杭²³⁾ハ則同番地ニ打立，定杭ノ高サ根杭ヨリ八尺四寸也

一，同村枝郷ノ分泥川通水除ノ儀，明治八年度約定ニハ瞭然区分無之処今般熟談ノ上，現形ニテ定杭打立候事

但定杭場所ハ該村地内字南川千七百五十七番持主和田九右衛門現今所有地先ニ打立根杭ハ則同番地ニ打立，定杭ノ高サ根杭ヨリ六尺九寸也

一，同所中折之分，前同様現形ニテ定杭打立候事

但定杭場所は該村地内字大溝千五百番持主和田弥三郎現今所有地先ニテ根杭ヨリ高サ三尺貳寸壱分

島村

一，該村水除ノ儀，明治八年度約定ニハ直高三尺五寸ノ処，今般熟談相整，現形ニテ定杭打高候事

但定杭場所ハ該村地内字貝田百十五番持主小島彦八現今所有地先ニ打立，根杭ハ則同番地ニ打立，定杭ノ高サ根杭ヨリ五尺貳寸五分

一，同村地内飛地字向沖ノ分，泥川通水除ノ儀明治八年度約定ニハ瞭然区分無之処，今般熟談ノ上，現形ニテ定杭打立候事

但定杭場所ハ該村地内字向沖六百三十九番持主北島嘉七現今所有地先ニ打立，定杭岸ナル室原村二千五百五十八番，根杭ヨリ高サ三尺五寸四分

中曾根村，久徳村，静里村

右村々水除ノ儀ハ明治八年度約定等ニハ平

23) 定杭の高さの基準として，定杭近くの田の田面と同じ高さに立てられた杭。

均直高三尺五寸ノ処，今般熟談ノ上現形ニテ定杭打立候事

但定杭場所ハ中曾根村地内字堤外百十八番持主早野儀左衛門現今所有地先ニ打立，根杭ハ則同番地先土手外ニ打立，定杭ノ高サ根杭ヨリ六尺五寸ニ分

一，前条五ヶ村毎定杭左右五拾間ヅツ水下村々ヨリ進退イタシ候ニ付テハ，年毎画三度ヅツ定杭相改，若定杭ヨリ高過ノ場所有之節ハ心儘ニ削り下ケ候トモ毛頭故障無之候，且又欠損所等出来候節ハ地元村ヨリ御通知相成次第御立会可申事

一，島江浦洲浚受高ノ儀ハ明治八年ノ約定ニ基キ十六村ハ從前ノ通，島村，中曾根村，久徳村，静里村ノ四ヶ村ハ合テ貳百六拾八石ノ受高今般取極候事

本文四ヶ村受高各村区分取極メ候，該所ニ閥スル人足操出シ方及ヒ賦課ノ儀，中曾根村ニテ主任候事

右箇条ノ通熟談事済候上ハ，後々永々聊達變為無之絵図面相添，副約書取換スル処如件

明治十三年一月廿六日

不破郡室原村 戸長

多芸郡大坪村 "

同 郡野口村 "

同 郡飯田村 "

同 郡宇田村 "

同 郡金屋村 "

同 郡飯積村 "

不破郡十六村

戸長 御申 」

この約定文に規定された定杭高を村毎に比較してみると多少地勢の高低はあるが十六村の丁木で8尺4寸，島村貝田で6尺9寸，中曾根村堤外で6尺5寸2分となっており，いかに十六村が有利な定杭約定を結んだかがわかる。このとき，調印をしなかった祖父江村が1884(明治17)年9月9日，蛇持村が同年11月8日にそれぞれ定杭約定に調印した。十六村より上流に位置する表佐村，栗原村は1881(明治14)年5月6日，岐阜県知事宛請願書を提出した。

〔請願書²⁴⁾

不破郡表佐村，栗原村

右両村地持総代謹テ請願仕候，全郡十六村并島村近來水除ヶ堤塘ヲ築立，逆水ヲ防禦セリ，抑私共両村儀ハ高地ニ位置仕候間，最初ハ僅ノ桁ニシテ格別逆水ノ害モ無之候得共，今日ニ至リテハ別紙図ノ通，巖然タル堤塘ト相成，隨テ牧田川及大谷川，相川等ノ諸水逆水シテ私共地内ハ一面ニ溢シ水害数百町歩ニ至り，殊ニ右堤防中，近頃新設之分モ有之ノミナラズ本年度ニ於テ新ニ数ヶ所容置仕，右等一々御許可之有無ハ様知不候得共，水除ヶ堤防新築ノ為メニ多分ノ水害ヲ被フリ候テハ，必死困却仕候間，速ニ取除ケ候様，村之共ヘ御申渡被成下度，此段連署ヲ以奉願候以上

明治十四年五月六日

不破郡表佐村地持総代

〃 栗原村地持総代

〃 表佐村戸長

〃 栗原村戸長

岐阜県知事 小崎利準 殿 」

この請願書にあるとおり，今まで高位置にあって比較的水害の少なかった表佐村，栗原村が大谷川流域に中水除けの堤防が築き立てられてから逆水被害を受けるようになったと，十六村と島村に的を絞り故障申し立てをしてきたものである。十六村と島村は同郡宮代村花岡棠山，山本秀助の両名を仲裁人として表佐村，栗原村との間に障り解けの和解が成立し，つぎの熟談証を交換している。

〔熟談交換證²⁵⁾

第壹条

一，十六，島両村地内水除堤塘ニ関シ是迄争論中ニ候處，今般本郡役所ノ御説諭ニ基キ雙方和解候ニ付，今後右両村内現在ノ水除堤塘ニ於テ故障無之候事

第貳条

一，前条ノ如ク和解候ニ付テハ今後表佐，栗原両村ニ於テ水除土手築立，或ハ十六，島両村ニ於テ新規水除土手築立，又者嵩置出願セン

24) 大垣市立図書館所蔵。

25) 大垣市立図書館所蔵。

トル時ハ双方示談ヲ遂ケ，相互ニ實意ヲ旨
トシ専ラ盡力可致事

前顛之通熟談候ニ付，其證トシテ各連署交換シ
置クモノ也

明治十七年五月廿四日

不破郡十六村地持総代

全郡 島村 地持総代

不破郡表佐村総代殿

前書之通拙者共，立入和熟相整候処相違無之依
テ為後證奥印致置候也

不破郡宮代村

立入仲裁 花岡棠山

全 山本秀助 」

この約定によって障り村々との争論に一応終
止符を打った。

(4) 濃尾大震災による輪中堤の崩壊と復旧工事

1891(明治24)年10月28日午前6時37分，本巣郡根尾村を震原地とする濃尾大震災により，岐阜，愛知両県の被害は甚大なものがあった。十六村の被害もまた大きく，戸数123戸のうち全潰86戸，半潰37戸で全戸が被害を受け，死者2人，負傷者3人を出している。相川堤防をはじめ，輪中堤も崩れたり裂けたりして大きな被害を受けた。

1892(明治25)年2月1日に十六村は不破郡役所に輪中堤の復旧工事を出願した。そのとき，検分に訪れた郡役所役人が字山王において，定杭が8寸余落ち込んでいることを発見した。しかし障り村々は震災による落ち込みと認めず，震災復旧工事に反対した。十六村は県技師の測量鑑定を求め，県は1893(明治26)年2月2日，技師小川高好，太田正公の2名を十六村に出張させ，障り村々立ち会いの上，定杭場の測量を行なった。その結果，丁木8寸4分，大溝1分，南川2寸8分がそれぞれ震災による落ち込みと認定された。両技官はつぎのように復命している。

「復命書²⁶⁾

26) 大垣市立図書館所蔵。

十六輪中と関係村々との治水争い（北山）

不破郡十六村字丁木，字大溝及字南川ニ在ル堤高ノ定杭ニ關シ其根杭ノ頂高が変更シアルヤ否ヤノ点ヲ調査認定スペキノ命ヲ奉シ実地ニ就キ，地元村及関係村立会ノ上，調査セシ結果ヲ陳述スルコト乃チ左ノ如シ

一，定杭ハ三字共，堤ノ肩ニ打建アリ而メ，其根杭ハ三字トモ民約セシ当時ハ田面ニ於テ杭頂ヲ田面ト相均シクシテ打建シモノナリト謂フ，然ルモ現況ヲ視レハ字大溝及字丁木ハ畠地，内部ニ在テ畠面ヲ降ル六寸五分ノ処ニ埋没セリ是当初田面ナリシモ廿三年中地目変換シテ畠ト為セシニ由リ其際埋没シテ地内ニ在ルモノナリト云

一，字丁木の根杭ハ畠土ヲ掘起シ杭頂ヲ探驗スルニ畠面及西傍ノ畦畔ヨリ六寸五分ノ下ニ在テ土質ノ模様及畦畔ト関係ノ形状等ニ據テ観察スルモ別ニ変更セシ廉ヲ認メス，該杭所ハ田ヲ畠ニ変換セリト雖，其接続田面ハ尚依然田面ナリ，而メ其高低ヲ踏査スルニ南ノ田面ハ杭頂ヨリ僅カ二，三分低キモ，北ノ田面ハ一，二寸高シ，是地勢ガ水下モニ降ルモノナレハ適當ノ高低ニシテ杭頂昂騰シ居ラサル一証ナリ，又西ニ密接セル旧形ノ畦畔アリ，杭ハ此上面ヨリ七寸ニ近キ卑低ニ在ルヲ見レバ杭頂ハ旧田面相当ノ高サニ依然存在スルノ証跡タリ，是等ノ事実ニ因テ考察スレバ根杭ニ変更セシコト無シト信ス，但接続地ニ於ル田面ト畦畔トノ高距ハ七，八寸内外ノモノナリ一，字大溝ノ杭頂ハ田面ト均シクシテ勿論変更ノ痕跡ナシ

一，字南川ノ杭頂モ，亦田面ニ在リテ別ニ変更ノ形跡ヲ認メス

以上三杭ハ其二人為変更セシモノニアラズ，又土地ト共ニ昂上セシノ跡モ認メス，然ルニ民約ト現杭高距ト差異ノ存スル所以ハ恐ラクハ震災ノ結果ナラン，何トナレハ該村ノ如キハ郡内屈指ノ激震部ニ在リ，而メ此辺ノ地盤ハ一，二尺乃至数尺ノ下ニ厚キ粘度層アルガ故ニ，其震動ハ大波動多キモ，小波動ハ渺ナク隨テ田畠ノ異状ハ割合ニ多カラサルモ堤杭或ハ高キ道路ノ如キ，盛土ヨリ成立ルモノハ処々歛裂崩壊モアリ，又陥落低降モ少ナカラス然レハ同所ノ如キ

常ニ水濕ヲ帶フ地上ニ在テ，而カモ來歴尚浅ク，且粗鬆ナル土性ノ堤防ハ一齊ニ短縮低降シ堤胎ノ杭木ハ土砂ト支離スルノ暇マナク，俱ニ與ニ低解セシモノナルヤ疑ナシ，故ニ此結果トシテ定杭ト根杭トノ高距ニ於テ，遂ニ民約面ト差違ヲ生シ來レハモノナリト認メタリ，然リ而メ獨リ字大溝ニ限り差異ノ少ナカリシハ如何ント謂フニ是ハ其近傍カ多ノニ字ノ軟弱ナル地盤ト異リ，且根杭ト定杭トノ水平距離僅カ二，三尺許ノ接近ナル上ニ堤ハ甚タ卑低ナレバ自重圧迫力モ從テ少ナキニ因ルモノナリト信ス，但各所ノ定杭根杭ノ高距ニシテ民約ト實地トノ差違ハ凡左ノ如シ

丁木八寸四分，大溝毫分，南川二寸八分右ノ通各根杭ハ変更セルモノト認定致シ候，依テ此段復命候也

明治廿六年二月二日

岐阜県属兼技手 小川高好

岐阜県属 太田正公

岐阜県知事 小崎利準殿 」

この復命書により知事は、関係村長を県庁に招き、十六輪中堤の震災による陥落と認定したことを行なった。関係村長を説諭したが障り村々は異論を唱えながらも一応帰村して村民に諮ってから確答すると申し立てた。その後、障り村々は、震災陥落を認めるから納得金を出せなどの動きをしたため、十六輪中堤は測量認定書によって震災陥落が確認されたことにより障り村々を相手に同年2月24日出訴し、同年3月17日勝訴判決となり、同年5月2日までに障り村はしぶしぶながら、十六輪中堤の復旧工事を承諾した。十六輪中堤は、ただちに工事設計を郡役所に依頼し、同年7月14日復旧工事に着手した。工事費1,800円うち1,300円は県から下付され、残り500円は地元負担と決まった。この工事にあたり村民は自発的に堤防突き堅ための勤労奉仕を行ない千本突きの歌声が近隣村々まで聞こえたという。同年11月1日震災復旧工事がすべて終わり、強固な輪中堤に生まれ変わった。

（5）輪中堤の増強工事出願

1895(明治28)年から毎年のように洪水があ

り、相川堤防、輪中堤がそのたびに決壊したため、十六村では、1900(明治33)年相川堤防増強工事を願い出て、同年4月18日許可された。また輪中堤腹付工事の許可が1901(明治34)年1月31日によりたが、この両工事に対し、表佐村から1884年の約定違反であるとして工事中止を申し立てたが、両工事は続行され、1901(明治34)年5月1日完成した。表佐村は、同年10月6日、十六村水除堤を1872年の現形に復すよう訴え出たが、表佐村の訴えは認められなかった。十六村は表佐村と話し合いを続け、1902(明治35)年2月14日に話し合いが成立し、堤塘道路の嵩置工事がなされた。

(6) 輪中堤築堤の功労者

輪中堤が築かれるまでには、先人の幾多の苦難は計り知れないものがある。輪中堤を築くに

あたって障り村々の強い反対を解き、約定書には表わされていない多額の納得金を支払って築きあげられた輪中堤は、まさに血と涙と汗の結晶といつても過言でない。築堤の功労者は坂井五一、坂井沖右衛門、岡崎安、岡崎勝吉などで、この4名を顕彰して1929(昭和4)年3月、八幡神社境内に記念碑が建立された。以来毎年4月、記念碑祭りが行なわれ、功労者の遺徳をしのび、治水の誓いを新たにし今日に至っている。

参 考 文 献

- [1] 大垣市『新修大垣市史』、1968年。
- [2] 藤井治左衛門編『不破郡史』、不破郡教育会、1926年。
- [3] 中島桂治郎編『今村輪中郷土史』、大垣市南部土地改良記念館、1975年。
- [4] 伊藤安男「輪中開発をめぐる諸問題(2)」、『岐阜地理』第14号、1974年。